



目黒さんぽ 「元競馬場」

目黒通りの元競馬場の交差点バス停ですが、目黒競馬場は1907年に日本競馬会により創設されました。1周1マイルで、銅像碑は1932年4月24日、目黒で実施された第1回日本ダービー優勝馬ワカタカ号の親トウルヌソル号です。1933年に府中の東京競馬場へ移転しました。

第1コーナーから第2コーナーまでは、そのまま現在の目黒通りとなっており、目黒シティランのラストスパートのトップギア付近です。目黒シティランでは、大鳥神社前が最後の給水所で左折してゴールへ向かいます。元競馬場と庁舎をスタートし、駒沢通り・自由通り・目黒通り・山手通りと巡る目黒シティランのコースは、目黒通りを基軸に背中合わせになっております。1世紀の遙か時空を超えて、華やかなレースの場としてシンクロします。沿道で応援してくださる方々に、御礼で手を振りながら颯爽と走る目黒シティランは最高です。

更に目黒通りは商店街のマルシェ、11月の酉の市と行事が満載です。酉の市の八つ頭は、大鳥神社の主祭神の倭建命が東征時、八族の各頭目を平定され、人の頭に立つ出世の象徴です。色とりどりの指物で飾られた熊手は、倭建命が焼津で焼討ちの御難に遭われた時、薙ぎ倒した草を武器

の熊手でかき集めさせ、その火を防ぎ向火をもって賊を平らげ、九死に一生を得たことから、火難除け、家の内に宝を掻き込む商売繁盛の象徴です。倭建命は西征の時に倭比売命から服を授かり、東征の時には草薙剣と火打石を授かります。倭比売命は伊勢に仕える斎宮なので、倭建命は天照大御神の力をいただいたことになりません。相殿神の国常立尊は日本の国開きの神様、弟橘姫命は倭建命のお妃様です。そして、目黒通りに火難を防いで下さる目黒消防署が存在するという事は決して偶然ではなく、日本神話と繋がっていると思われ、その消防隊員の皆様は私達を命懸けでお護りくださっております。

全国有数の権之助坂、行人坂を登り切った頂上が目黒駅です。「駅」の漢字の由縁から明らかですが、馬は人を素早く安全に運んでくれ、馬車としても楽しませてくれます。気は優しく力持ち、馬力、底力の象徴です。

桜の名所、目黒さんま祭り等、見どころイベントと盛り沢山のとても素敵な街目黒で、目黒支部の大先輩方と御縁でご一緒させていただいている光栄、有難さを噛み締め、初心を忘れず感謝の気持ちでウィルスの終息を祈り、元競馬場を早朝颯爽とランニングする今日この頃です。(伊藤 究)

contents

- 1 目黒さんぽ「元競馬場」
- 2 支部長あいさつ
行政書士試験での感染症対策
目黒区と目黒支部との
防災協定の締結について
- 3 ミニ勉強会
研修会
リモート研修会
- 4 - 6 行政書士の背筋を凍らせる!?
「本当は怖い 改正相続法の一論点」
- 6 広報月間無料相談会
- 7 ようこそ目黒支部へ!
支部会員の異動
- 8 目黒支部の動き
目黒支部からのお知らせ
行政書士無料相談
政治連盟目黒支部の活動
編集後記

発行人 百瀬まなみ
発行所 〒153-0041 東京都目黒区駒場 1-12-17 Tel. 03-5453-3866
編集人 東京都行政書士会目黒支部
村中巴/木佐木慶子/茂田陽子/足立繭子/伊藤究/堀喜一郎/竹松千明



[https://
www.meguro-gyosei.com](https://www.meguro-gyosei.com)



支部長あいさつ

支部長 百瀬 まなみ

会員の皆様に思うようにお会いできなくなつてはや1年。特に新しい方に対して、通常の年間行事や先輩会員になじんでいただく機会を設けられないことを、もどかしく思っております。

そんな中、明るい話題もありました。1986年より行政書士として開業、活躍してこられた増田勝美会員が昨秋、瑞宝双光章の叙勲をお受けになりました。保護司としての活動を長く続けていらしたそうです。このような状況でするので祝賀会の開催も難しいですが、この場を借りてお知らせいたします。

感染症予防に配慮しながら「今できること」を探り、2020年度は研修を強化しました。8月24日に支部会員だけを対象に戸籍に関するミニ研修、2月17日には遺言と登記をテーマに初めてのリモート配信研修を開催しました。投資も必要なので、リモート出演中の講師を効果的にライトアップする機材も揃えました。引き続き、皆様の能力向上に貢献していきたいと考えます。今後も社会情勢に適した方法で支部活動を続けていくつもりです。皆様のご参加をお待ちしております。



行政書士試験での 感染症対策

田島 久江

昨年11月の行政書士試験に、前年に続き本部長として参加しましたので、感染症対策の様子等をご報告させていただきます。

試験会場は、大学1ヶ所の他はホテルや展示場等12ヶ所に及び、私は貸会議室のベルサール神田を担当しました。受付にサーモカメラを設置、受験生はマスク着用、消毒、体温測定の結果票を提出。座席は、飛沫がかからないよう、二人掛けの前列は一人掛け、その前列は二人掛けで、定期的にドアを開け換気です。異例尽くしも無事に終了し、安堵しました。参加された皆様、大変おつかれさまでした。

最後に、面白い話を一つ。受付を開始すると、女性、女性、女性。「女性は真面目だわ」と感心している間にトイレに列ができ「あら、大変」。そこで、「まだ男性が来ていませんので、男性用もお使ください」で、やれやれ。それでも列は延び「どうしよう」。するとそこへ、チーフ監督員が飛んで来て、「このフロアは全員、女性です!!」。急遽、男性マークの上に「女性用」と貼り紙しました、ふう〜(汗)。

目黒区と目黒支部との 防災協定の締結について

木佐木 慶子

今後30年以内に70%の確率で首都直下地震が起きるといわれています。このような状況に鑑み、特に熊本地震の教訓を踏まえて、全国の行政書士会は自治体との間で相次いで「災害時における被災者支援に関する協定」(以下、「防災協定」とします。)を締結しています。

防災協定は、事業者や団体がそれぞれの仕事の領域において、大規模災害が起きた際に被災者の救出や生活再建を支えるため、どのような働きをするのかを、事前に自治体との間で決めておくものです。

この防災協定は、東京会の多くの支部で既に締結されております。防災協定があることにより、被災した区民の書類作成手続きの援助を円滑に行うことが可能になります。また、一度に大量の書類を処理しなければならぬ区役所職員を助けることにもなります。

そこで、目黒支部もこの防災協定の締結に動いています。昨年8月下旬に当支部から自民党及び公明党区議団に防災協定の締結に関する予算要望を出した結果、9月8日の区議会で取り上げられ、自民党の河野陽子区議が質問に立ちました。この区議会を支部会員8名で傍聴して区議の質問を見守りました。

支部としては今後も区と緊密に連絡をとり、防災協定の締結に向けて協議を進める予定です。

防災協定により行政書士が行なう事務の内容

- ① 罹災証明書申請書類に関する相談
- ② 自動車登録申請書類に関する相談
- ③ 相続関係書類に関する相談
- ④ 許認可申請書類に関する相談
- ⑤ 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- ⑥ その他行政書士法に定める業務に関する相談

ミニ勉強会 実物から学ぶ 戸籍の基礎知識 堀 喜一郎

令和2年8月24日(月)、田道住区センターで目黒支部のミニ勉強会を開催しました。コロナ禍のため、マスク着用、オフィシャル懇親会はなし、座席間も十分に確保、感染防止対策を行いました。

百瀬まなみ支部長が講師となり、『実物から学ぶ戸籍の基礎知識（戸籍は、遺言・相続業務の必須アイテム）』をテーマに講師と参加者がディスカッションするスタイルで進めていただきました。



講義前半は、戸籍制度の過去と現在を通して、戸籍の歴史、現代戸籍の基本用語、諸届に伴う戸籍の変動、百瀬支部長の戸籍異動履歴（実際のレジュメに沿って質疑応答を交えながら、身近な例や中国、韓国などのアジア諸国と日本の違いなどを知ることができました。講義後半は、さまざまなケースにおける戸籍（記載例）を用いて、そこからどのように情報を読み取るのか、また、相続が発生した際のアドバイスや遺言での対応ケースを経験を基に解説いただきました。

百瀬支部長のスムーズな進行、内容の濃いレジュメ、参加者の積極的な発言により、「ミニ」とは思えない非常に有意義な勉強会となりました。行政書士業務において戸籍はテーマにあるとおり必須アイテムです。現代の社会制度になじまない部分があることは否めませんが、今回の勉強会

をきっかけに、より深く勉強すると色々面白いだろうなと感じました。

最後になりますが、研修部の皆様には企画立案、会場確保、当日運営をしていただき、ありがとうございました。

研修会 「入管実務基礎講座」 林 道治

令和2年11月27日、目黒区中目黒住区センターにて、目黒支部の研修会が行われました。事態が深刻化してから半年以上が経過した現在においてもコロナ禍の影響は色濃く残っており、まだまだ予断を許さない状況ではありますが、参加者一同マスクを付けての開催です。

この度、講師をしていただいたのは「品川支部・行政書士明るい総合法務事務所代表の長岡由剛先生」。キャリアを通じて入管実務に精通している先生です。



講演内容における主要な項目は「業務の手続き上、気を付ける事」や「入管実務を行う上での基礎的な方法・事例」など、これから入管業務を行おうと考えている方だけではなく、関連業務を既に行っている方も更に見識を深められる、大変有意義なお話ばかりでした。

特に「入管関連業務ではマニュアル一辺倒の申請が少なく、許可を得るには入国審査官を納得させなければならない」という言葉が記憶に残っております。

講義を経て、我々行政書士は今後

も当該分野の知識や経験を積み重ね、常に与えられた責任を最大限果たすため業務を行う必要があることを再認識できる素晴らしい研修会となりました。

リモート研修会 行政書士の背筋を凍らせる!? 『本当は怖い 改正相続法の一論点』 中嶋 眞弓

令和3年2月17日18時より目黒支部ミニ研修会を開催しました。今回はコロナ禍で、支部初の試みとしてオンラインでの研修会となりました。レンタルスペースを時間借りし、百瀬支部長主導の下、パソコンや美人ライトという照明も設え、私達もどうなるのか一発勝負の研修会が始まりました。

講師は目黒支部の吉本昌広会員、題目は「行政書士の背筋を凍らせる!? 『本当は怖い 改正相続法の一論点』」。

IT部の御協力により、事前にアドレス等をHP上に告知していただき、支部会員なら誰でも参加OKということでどなたが入室して下さるのか研修部員もスマホ片手にお待ちしていました。次々に参加者18名のお顔が映し出されると部員から安堵と喜びの声があがりました。

講義は不動産相続登記に対抗要件主義が適用され、法定相続分を超える場合は注意しておかないと大変なことになるという内容と問題点についてでした。狭い会議室に講師の迫力ある声がこだましていました。



行政書士の背筋を凍らせる!?

「本当は怖い 改正相続法の一論点」

吉本 昌広

「40年ぶりの相続法の大改正」と言われる民法改正が施行されました。配偶者居住権や法務局による遺言預り制度といった新制度の導入ばかりが強調されていますが、実は我々行政書士が過去に行ってきた『遺言』についてのコンサルティングが根底から覆される「不動産相続登記等に対抗要件主義が適用された点」については、なぜかほとんど話題にされません。実はこの点こそ、「遺言の効力を大幅に減じる可能性」を孕む大きな改正点であり、この論点を知らなければ行政書士としてお客様に取り返しのつかない悲惨な結果を生じる恐ろしい改正だというのに……。

今回は、この点に焦点を当てて「行政書士にとって何が怖いのか」という問題を具体的に、且つ出来るだけ簡単に解説します。まだこの点に気づいていない行政書士がたくさんいます。どうか一人でも多くの会員の皆さんにこの論点を知っていただきたいと思います。

怖いのは新設された「民法第899条の2第1項」だ!

私が行政書士として怖がっているのは、ズバリ、新設された「民法第899条の2第1項」です。

民法第899条の2

1、相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

この条文が、従来の「遺言の絶対性」をたった一文で破壊してしまったこと

に気付かれたでしょうか?以下の具体例で説明します。

具体例

相談者・A (遺言者)

長男・B (法定相続人)

次男・C (法定相続人)

Aさんは父の代から続く洋菓子店を経営する自営業者。店の経営は順調で、地域では老舗として評判も良好。奥さんは既に亡く、後継者である長男Bさんとその妻子とともにAさん所有の店舗兼住宅(1階-店舗・菓子工房・喫茶室、2・3階-住居)に同居しています。次男のCさんは、以前Aさんの援助で飲食店を経営していたが長続きせず、借金を残して閉店。以来他の飲食店に勤務しています。なお、Aさんの主な財産は上記不動産と現預金です。あるとき行政書士Xは、Aさんから「そろそろ相続のことを考えたいが、店舗兼住宅は後継者である長男Bに全部相続させたいのだが。」と相談を受けました。

ありそうなお話です。特にこの規模の自営業者さんからのご相談は弁護士よりも行政書士がお受けする機会が多いのではないのでしょうか。

旧法下であれば、行政書士Xは「Aさん、遺留分の問題は残りますが、とにかく『店舗兼住宅は全てBに相続させる』という遺言書を作成し、遺言執行者を指名して(当然ここではX自ら遺言執行者になるよう申出でしよう)公正証書遺言にしておけば、とりあえず大事な店は後継者のBさんが引き継ぐことが出来ますよ。」とアドバイ

スしていたことでしょう。「被相続人が自らの財産について最後の処分権を行使する」と言える『遺言』が絶対的な効力を有していた法制度化では、Aさんの意思を実現するための正しいアドバイスでしたし、公正証書化することや執行者を立てることで当該意思の実現を補強することが出来ていました。



まずは 「民法第 899 条の 2 第 1 項」 の新設を認識しよう！

ところが、新設された民法第 899 条の 2 第 1 項は、「相続による権利の承継についても対抗要件主義を持ち込んだ」ことにより遺言の絶対性を相当大きく否定することで、従来の行政書士 X のアドバイスを当該意思の実現のためには不十分なものに（場合によっては全く無力化さえ）してしまったのです。即ち、「遺言を理由とした当該不動産全部の B さんへの所有権移転登記よりも、法定相続分を根拠とした C さんの持ち分移転登記の方が先になされた場合、遺言者 A さんの意思に反して『C さんへの持ち分移転が優先される』という事態」が起こり得ることになったのです。（不動産所有権の対抗要件は「登記」であることはご承知の通りです。）

我々行政書士はまずはこの民法第 899 条の 2 第 1 項の新設について十分認識し理解しなければなりません。ここで最も注意しなければならないのは、今まで行政書士があまり意識してこなかった「C さん自身の意思によらずとも、借金を残している C さんの債権者が第三者として債権者代位等の方法によって登記を入れてくる事態」です。行政書士 X は、新法施行後の C さんの債権者は自らの C さんへの債権回収のために「C さんの法定相続分に何らかのアクションを取ってくる」という想定のもとに、相談者 A さんの意思実現のために何をしなければならないかを考えることを求められることになったのです。

現時点で、この民法第 899 条の 2 第 1 項の新設を知らず、相続人の債権者に対する注意も怠ったまま、従来通りの知識と方法で遺言作成のコンサルティングを行った行政書士は、最悪の場合損害賠償請求されるかもしれない程の事態に陥る可能性さえあり得ま

す。これから遺言作成業務を行う際には、是非「民法第 899 条の 2」を十分に意識して下さい。

さらにやっかいなことに、この民法第 899 条の 2 は施行日令和元年 7 月 1 日以降に開始した相続に適用されます。旧法下で作成した遺言であっても、この日以降に開始した相続には適用されてしまうのです。以前に遺言作成に関わった行政書士としては、まさに想定外！可能なら相談者たる遺言者（被相続人）に本件法改正を説明することが必要。さらには善後策の策定に迫られるかもしれません。既にお客様の遺言を作成した会員の方・遺言執行者になっている会員の方も、この「民法第 899 条の 2」を十分に理解され、対応をご検討下さい。

「債権者」について想定すると、 B さんには「相続が大損失」 という悪夢

まず、遺言を作成する行政書士としては、「相続人の債権者は、民法第 899 条の 2 について熟知し対応策を準備している」と想定すべきであり、その上で、相続人の債権者がどういったアクションを取ってくるのか、遺言者（被相続人）と相続を受ける相続人にとって最悪の事態まで想定すべきです。では、本稿の具体例に沿って「想定」してみましよう。

本件の対象としての C さんは自らの借金について既に約条通りの返済を行えず債務不履行によって期限の利益を喪失しており、債権者甲によってそれについての確定判決（若しくは強制執行認諾文言付金銭準消費貸借契約公正証書等）等の債務名義を取られているはず。これによって「C さんに法定相続が発生するのを待ってい

る」状態にある債権者甲は、「A さん死亡」の報を受けるとすぐに、債権者代位で当該不動産に係る C さんの法定相続分の相続登記を行い、同時にこの持分に差押（仮差押）をかけてくるでしょう。まずこの段階で、債権者甲から B さんに「C さんの借金を払ってくれないか？」と C さんを通じて和解提案の形で打診してくるかもしれません。さらに、もっと恐ろしいのは、債権者甲が競売に持ち込んだ結果、「持分等を専門に扱っている不動産業者乙」がこの持分を所有することになった場合です。C さんへの債権を競売による売却代金から回収した債権者甲の次に登場する転得者たる不動産業者乙は、当該不動産の 2 分の 1 の所有者として B さんに家賃の請求をしてくるかもしれませんし、持分の買い取りを B さんに打診してくるかもしれません。この際の買取価格が破格の高値であることは容易に想像できます。「居住者付きの店舗兼住所の 2 分の 1 の持分」など本来はまともに売買できるものではなかったとしても、この場所で商売を続けていかなければならない B さんにとっては市場価格や相場にはこだわってはいられないのですから。

いずれにしても、弟の借金のために店舗兼住居の 2 分の 1 に先に登記を入れられてしまった事業承継者 B さんは経済的に大打撃を被ることになります。B さんにとっては「相続が大損失」という悪夢になる訳です。もし、このことの責を「民法第 899 条の 2 を知らずに遺言を作成した行政書士」が問われるかもしれないと考えたら、恐ろしくなりませんか、皆さん。

既に行った遺言のコンサルティングにも、これから行うものについても、我々行政書士は、従来のように「法定相続分等の法的権利関係とそれを覆すことのできる遺言の絶対性」のみに頼った画一的なコンサルティングではなく、遺言はもはや絶対性を失ったという前提の基に「法定相続人の債権者の存在」等も考慮したより複合的なコンサルティングを行えるようにしなければ、お客様の期待にお応えすることが出来ないばかりか、間違ったコンサルティングでお客様の相続人に取り返しのつかない損害を与えてしまうことさえ生じるかもしれません。……本件改正相続法の怖さをご理解いただけるでしょうか？

では、対策は？ とにかく登記を急げ！

前述のような事態への対応策として、まず挙げられるのは「遺言執行者は、とにかく遺言書通りの相続登記を急ぐ」ことでしよう。既に作成された遺言の効力を維持するのであれば、「相続を得られない法定相続人の債権者より早く、とにかく遺言通りの相続登記を行うこと」が第一の(若しくは唯一の)対応策だと考えられます。

既に作成した遺言の遺言者と話がで

きる状態であれば、本件法改正について説明して「ご自身が亡くなられたらすぐにどなたかから遺言執行者たる当職にご連絡下さい」とお願いすることです。前述の具体例の場合だと、現実的には長男 B さんから連絡をしてもらえるようにすることです。その為にも一度 B さん自身にお会いしておく必要があるかもしれません。ただ、遺言執行者の指名を受けた行政書士といえども、遺言者 A さんの了解なく直接 B さんに遺言の内を話す訳にはいきませんから、このあたりが大変難しいところですね。生前に遺言の内容を明らかにしたくない遺言者もいらっしゃいますし。また、場合によっては、生前贈与、死因贈与契約、家族信託といった別の対策を練って、遺言以外の方法を採用することも考えなくてはならないでしょう。(遺言者が重篤な病気や認知症等の事情によってお話しできる状態ではなくなっている場合は……うーん、処置なしでしょうか?)

例示の A さんのような依頼に対してこれから遺言を作成する場合には、民法第 899 条の 2 を十分に意識して、遺言以外の方法(生前贈与、死因贈与契約、家族信託、その他)も駆使した複合的な対策を提案できるように、我々行政書士も研鑽を積む必要があると感じます。

<動産の場合は……?>

本稿においては不動産の相続についてお話ししていますが、民法第 899 条の 2 第 1 項の適用は不動産相続に限ったことではなく、動産の相続にも適用されます。動産の中でも自動車や船舶には登録制度がありますが、例えば美術品や貴金属には登録制度はないですよ。となると動産の対抗要件って「引渡し」ですが、まさか先に「占有」しちゃえばいいんですかね?物理的な「取り合い発生」ですか?もっと怖いんです!

本稿は、遺言の効力を著しく減じる大問題なのにあまり語られない「民法第 899 条の 2」について目黒支部の皆さんに端的にお知らせする目的で執筆しましたが、紙面の都合によりまだまだ説明が足りない部分がたくさんあります。今回は、まず民法第 899 条の 2 第 1 項について認識いただき、理解いただければ幸いです。



広報 月間無料相談会 中川 拓巳

自分としては二度目、今年は市民相談部員として初めて参加した、10月21日の広報月間相談会ですが、コロナ禍にも関わらず多くの方が無料相談に足を運んで下さいました。

今年は区役所の要望もあり人数を絞った企画でしたが、例年の統計をみると相続についての相談が多いことから、これを逆にとり、相続関係を

得意としている会員を効果的に配置したため、少人数にも関わらず、全時間帯通して満足度の高い相談を提供できたのではないかと思います。

予想どおり、16件中13件が遺言または相続についての相談でした。

全員がマスクとフェイスガードを同時に装着するという特殊部隊顔負けの珍妙な容貌での相談になりましたが、先輩方の豊富な実務経験と人柄もあってか、お客様の中で一人たりとも不満そうの方がいらっしゃらなかったのが印

象的でした。

このような場で顧客の需要や先輩方の相談実務を目のあたりにできるのは大変有意義なことです。

登録から日の浅い皆様は、次回にでも参加してみたいかがでしょうか?





ようこそ目黒支部へ!



西岡 裕子

私は九月に入会しました西岡裕子です。何十年も前に取得した資格をもう一度活かしたい、そういう思いで自分の年齢をも顧みず、気持ちも新たに目黒区に事務所を開設しました。

私は高齢者ですが、これからの時代は「若いなき世界」という世界的なベストセラー本にあるように、百二十歳まで

も生きるのがおかしくない時代です。

若い人の力を借りてでも邁進してまいります。



堀口 学

はじめまして、2020年11月15日付で入会いたしました堀口学(ほりぐちまなぶ)と申します。

キッチンカー(移動販売車)の製造販売を主な業務としている、株式会社フードトラックカンパニーの法人内事務所として開業させていただいています。

主にキッチンカーの営業許可申請業務をいたしますが、人生の新たなスタートを切る方々の頼りになる存在になれるよう精進してまいります。法務はゼロからのスタートになりますが、先輩方の活動を拝見し勉強させていただきたいと存じます。どうぞ宜しくお願いいたします。

主にキッチンカーの営業許可申請業務をいたしますが、人生の新たなスタートを切る方々の頼りになる存在になれるよう精進してまいります。法務はゼロからのスタートになりますが、先輩方の活動を拝見し勉強させていただきたいと存じます。どうぞ宜しくお願いいたします。



古川 眞理

昨年12月15日付けで入会いたしました古川 眞理(ふるかわ まり)と申します。私は、税理士として平成13年より事業をしております。毎年年末に目黒区役所で行われております異業種の集まる土業の会に参加させていただいており、行政書士の諸先輩の方のインパクトは強く仲間入りさせていただけること、嬉しく思います。行政書士として1年生でございますので今後、諸先輩方の支援をいただきながら勉強して参りたく、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

昨年12月15日付けで入会いたしました古川 眞理(ふるかわ まり)と申します。私は、税理士として平成13年より事業をしております。毎年年末に目黒区役所で行われております異業種の集まる土業の会に参加させていただいており、行政書士の諸先輩の方のインパクトは強く仲間入りさせていただけること、嬉しく思います。行政書士として1年生でございますので今後、諸先輩方の支援をいただきながら勉強して参りたく、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。



広野 青海

2020年11月15日入会しました広野青海(ひろのおおみ)です。自由が丘で税理士を開業しております。相続業務も行っているため、行政書士登録いたしました。新設の法人及び新規開業の個人事業主を対象に、リーズナブルな価格設定で対応しております。また決算のみも対応しております。

行政書士の業務は多岐にわたるので、法人設立および相続業務以外の分野は諸先輩方のお力をお貸しいただければありがたいです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



夏目 健夫

皆さん、こんにちは。私は、12月1日付けで、日本行政書士会連合会に登録しました、夏目健夫と申します。どうぞ宜しくお願いします。

近時のCOVID-19問題により、多くの皆さんが、様々な困難に遭遇されていることと思います。私も、関係者の方々のご尽力にもかかわらず、行政書士登録が遅れて、登録が今のタイミングになってしまいました。出だしから、躓いてしまったわけですが、ピンチはチャンスと捉えて、前向きに頑張りたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻の程、何卒、宜しくお願いできれば幸いです。

近時のCOVID-19問題により、多くの皆さんが、様々な困難に遭遇されていることと思います。私も、関係者の方々のご尽力にもかかわらず、行政書士登録が遅れて、登録が今のタイミングになってしまいました。出だしから、躓いてしまったわけですが、ピンチはチャンスと捉えて、前向きに頑張りたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻の程、何卒、宜しくお願いできれば幸いです。



竹松 千明

はじめまして。昨年12月に目黒支部に入会しました竹松千明と申します。

私は約8年間法律事務所のパラリーガルをしておりました。その後別の仕事をしておりましたが、法律業界での経験を活かしたいと思い、昨年行政書士の登録をいたしました。

入管業務を中心に行いたいと考えております。ただ、なるべく業務の幅は狭めず、ご縁のある仕事には積極的に取り組む所存です。どうぞご指導のほど宜しくお願い申し上げます。



支部会員の異動

2021年3月1日現在の
目黒支部会員数は **132** 名です

登録	西岡 裕子	目黒区東山 3-1-19-906	03-3859-7818	登録・9月
	廣野 青海	目黒区自由が丘 1-18-6	03-6555-3323	登録・11月
	堀口 学	目黒区上目黒 4-30-14	03-6412-8268	登録・11月
	夏目 健夫	目黒区目黒 2-15-12-804	03-6337-0955	登録・12月
	古川 眞理	目黒区自由が丘 1-5-9-3F	03-3725-8678	登録・12月
転入	竹松 千明	目黒区碑文谷 2-20-24-201	080-9288-3735	転入(港支部より)・12月
	武部 祐典	目黒区上目黒 3-44-22-301	03-6451-2748	転入(八王子支部より)・2月
変更	増田 勝美	目黒区中目黒 1-4-18-803	住所	
転出 廃業	波田野 成昭	転出(新宿支部へ)・9月	小松 一貴	廃業・12月
	山口 誠治	廃業・12月	吉野 亜希子	廃業・1月



目黒支部の動き 2020.10~2021.3

- 10月 2日 研修部会を開催
- 10月 14日 広報月間相談会事前説明会を開催
- 10月 15日 総務部会を開催
- 10月 21日 広報月間相談会を開催
- 10月 26日 広報部会を開催
- 11月 25日 支部長会(リモート併用)に参加
- 11月 25日 IT部会(リモート)を開催
- 11月 27日 支部研修を開催
- 12月 22日 役員会(リモート併用)を開催
- 12月 27日 IT部会(リモート)を開催
- 1月 27日 支部長会(リモート併用)に参加
- 2月 11日 IT部会(リモート)を開催
- 2月 17日 東京商工会議所役員会(リモート)に参加
- 2月 17日 リモート研修を開催
- 3月 2日 三支部合同研修反省会に参加
- 3月 11日 研修部会(リモート)を開催
- 3月 25日 研修部会を開催



目黒支部からの お知らせ

支部開催イベントのご案内

2021年4月21日(水)
支部総会を開催いたします。

その他

目黒支部では、
支部活動にご協力いただける
会員の方を随時募集しております。



行政書士無料相談

※無料相談は、毎月第一月曜日の13時~16時
目黒区総合庁舎で行われています。

- | | | |
|------|--------|-------|
| 4月5日 | 野田 明人 | 倉富 淳子 |
| 6月7日 | 廣岡 実 | 増田 朝子 |
| 7月5日 | 木佐木 慶子 | 越智 秀也 |
| 8月2日 | 長谷川 直子 | 中川 拓己 |
| 9月6日 | 石澤 扶有子 | 三浦 泰史 |



政治連盟 目黒支部の活動 2020

- 9月 8日 区議会定例会傍聴
(本支部と区の防災協定要望)
- 9月 29日 武見 敬三 敬人会勉強会
- 11月 26日 松本 文明 政経フォーラム
- 12月 7日 武見 敬三 敬人会勉強会
- 12月 9日 若宮 けんじと新時代を創る会
- 12月 21日 鈴木 隆道クリスマスの夕べ



編集後記

- コロナ禍で行政書士を取り巻く環境もいろいろ変わりましたが、求められる役割は変わらないはず。私達を必要としている人がきっと何処かにいるはずです。(村中)
- 目黒支部に登録を移して早くも10年目です。その時に1才だった息子も4月には中学生。初めての中学生の母が不安でもあり楽しみである今日この頃です。(木佐木)
- 日差しが暖かくなり、春の訪れが感じられます。緊急事態宣言もそろそろ

- 解除されますが、感染予防対策を個々で徹底しながら以前の生活に少しずつ戻っていくことに期待をするこの頃です。(足立)
- 明るく楽しく元気よく、生き生きと業務に邁進なさる会員の先輩方から、無限の元気、勇気、励み、活力を頂戴致しております。熱い魂でウイルスを吹き飛ばして参りましょう。(伊藤)
- 新型コロナウイルスは変異種も見つけ終息が見えない中で、行政書士に求められるサポートとは何か、何をす

- るべきなのかを考えさせられる日々でした。(堀)
- 新型コロナウイルス収束の見通しが立たない中、豪雨や地震等様々な災害が起きています。こんな時こそ私たちは協力し、乗り越えていくべきなのだと思います。(茂田)
- 本号より広報部に加わることになりました。行政書士としても支部会員としてもまだまだ新人ですが、微力ながら支部活動に貢献できればと思っております。(竹松)